

徳島県立あすたむらんど広告事業入札参加要項

1 業務名

徳島県立あすたむらんど広告事業

2 業務内容等

(1) 趣旨

徳島県立あすたむらんどにおいて、県が指定する場所に民間事業者等の有料広告を掲載するにあたり、本事業の広告取扱業者を募集する。この要項は、徳島県立あすたむらんどの広告取扱業者の募集に係る入札にあたり、必要な事項を定めるものである。

(2) 募集する広告取扱業者

22業者（別記1のとおり）

3 広告掲載等の仕様等（詳細は別紙入札仕様書のとおり）

(1) 広告の場所

別紙1「広告場所及び広告規格等」のとおり

(2) 広告の規格等

別紙1「広告場所及び広告規格等」のとおり

(3) 広告掲載等期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予定価格

各（別記2）円（税込）

5 入札参加資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次の（1）から（7）までに掲げる事項に該当すること。

- (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）参加資格者名簿中「R3 広告」に登載されている者であること。
- (2) 徳島県内に本社又は営業所を有すること。
- (3) この要項中「6 入札手続等（2）」で示した「現地説明会」に出席している者であること。ただし、別の日程で現地を確認した場合は、必須としない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (7) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていないこと。

6 入札手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び配布場所

配布期間 令和8年1月22日（木）から同年2月6日（金）まで

配布場所 徳島県ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

(2) 現地説明会の日時及び場所

日 時 令和8年2月10日（火）午後2時30分～

場 所 徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷45-22

徳島県立あすたむらんど 管理棟 会議室

参加申込 現地説明会参加申込書に、必要事項を記入の上、郵送又は電子メールにより、県観光スポーツ文化部にぎわい政策課交流拠点室宛に送ること。

提出場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課交流拠点室宛

（メール送付先）nigiwaiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

申込締切 令和8年2月6日（金）必着

(3) 入札参加資格の確認

本要項中「5 入札参加資格」に該当している者であることを確認するため、入札への参加を希望する場合は、別紙「徳島県立あすたむらんど広告事業入札参加資格確認書」を下記の期限までに提出すること。

なお、期限までに提出が無い者及び期限内に提出があっても「5 入札参加資格」に該当していない者は、入札に参加することはできない。

提出期限 令和8年2月13日（金）必着

提出場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課交流拠点室宛

（メール送付先）nigiwaiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

提出方法 持参、郵送又はメールによる。

※郵送の場合は、期限日までの必着とする。

(4) 入札書の提出方法

持参による。

(5) 開札執行の日時及び場所

日 時 令和8年2月17日（火）午後2時

場 所 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県庁 7階 702会議室

(6) 入札保証金

免除する。

7 入札書の作成、提出等について

- (1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成すること。
- ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載すること。
- イ 文字は全て「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
- ウ 「入札書記載金額」は、当該廣告料（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の総額を記載すること。
- またアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 「入札物件」は、物件名を明確に記載すること。
- オ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。
- ①代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
- ②代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。
- (2) 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の担当から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

※その他

- (1) 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。
- ア 本人確認のための顔写真入りの身分証明書等
- イ 代理人による入札の場合は、委任状
- (2) 入札を辞退する者にあっては、辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することとする。

8 無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (3) 同一人が同一物件に対してもう1通以上の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 入札書に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの並びに次に掲げるところによりした入札
- ア 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

- ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
- (6) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

(1) 決定方法

適正な入札をした者のうち、県が定める予定価格（別記2）を上回る最も高額な広告料の入札金額を提出した者を落札業者として決定する。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 結果の発表

決定した広告取扱業者の所在及び名称並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

(3) 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

10 広告料の支払い

落札者は、下記の納付計画表の期間内に県の発行する納入通知書により広告料を納入するものとする。

納付期限	納付金額
令和8年4月30日	全額

11 その他

- (1) 入札参加者若しくはその代理人は、この参加要項及び徳島県広告事業実施要領、徳島県立あすたむらんど広告事業基準、徳島県立あすたむらんど広告事業入札仕様書、契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- また、県の指示に従い、円滑な広告事業の執行に協力し、不穏な言動等により、正常な広告事業の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本件に要する費用は、入札参加者若しくはその代理人の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 入札事務の透明化及び適正化を図るために、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札結果、参加事業者名を公表するので、その旨了解の上入札すること。